

(松阪市からののお知らせ・お願いです)

福祉避難所には 直接避難できません

(大規模災害が起きたら安全に配慮し、まずは最寄りの一般避難所へ避難を)



(福祉避難所とは?)

大規模災害により災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、一般避難所での生活が困難な人々、具体的には介助の必要な高齢者や障がい者等（要配慮者）を対象に避難していただくことを目的とし、予め市と協定している二次的な避難所です。

このことから、福祉避難所への直接避難は、ご遠慮されますようお願いいたします。

(福祉避難所に入るには?)

一般避難所にてスクリーニングにより要配慮者と判断された後、市が受入れ可能な福祉避難所へ要請し、移送(ご家族等がいればご家族等で)されます。

福祉避難所は、車いすでも移動可能なバリアフリーとなっています。

(福祉避難所はいつ開設されるの?)

大規模災害とは、「自然災害及び人的災害により、被害が広範囲にわたり、復興までに長時間を要し、被災地内の努力だけでは解決不可能なほど著しく地域の生活機能、社会維持機能が障害されるような災害」を指します。

このような場合、介護事業所などの建物の被災状況、人員体制等、事業所自体の運営が継続できる状態で、かつ、高齢者や障がい者等（要配慮者）の受入れが可能と確認できた事業所に対し、市は順次、開設を要請します。なお、開設には最短でも3日程度の時間を要します。

お問い合わせ先

災害全般に関すること	防災対策課	53-4313
福祉避難所に関すること(介護)	介護保険課	53-4058
福祉避難所に関すること(障がい)	障がい福祉課	53-4059